

環境にやさしい農業をはじめましょう

県北農林事務所 振興・環境室 農業振興課

○ エコファーマーになりませんか！

県では、環境に配慮した持続的農業を推進するため、「持続性の高い農業生産方式」を導入する農業者(エコファーマー)を認定しています。

「持続性の高い農業生産方式」とは、「土づくり」・「化学肥料低減」・「化学農薬低減」の3つの技術を一体的に取り組むものです。

「導入計画」の作成にあたっては、地域農業改良普及センターに ご相談下さい。



○ 特別栽培農産物生産に取り組んでみませんか！

化学合成農薬や化学肥料を削減するなど、一定の条件を満たして生産された農産物を『特別栽培農産物』として、県が認証する制度です。この制度によって、県産農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な農産物や、環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。

県の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物です。

詳しくは、県北農林事務所 振興・環境室 農業振興課まで お問い合わせ願います。



○ 有機農業にチャレンジしてみませんか！

有機農業とは、

- 1 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- 2 遺伝子組換え技術を利用しない
- 3 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法を用いて行われる農業です。

県北地域における多様な有機農業の取組事例について、県北農林事務所 振興・環境室 農業振興課のHPで紹介しています。

HPアドレス <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/hokunourin/shinko/youki.html>

詳しくは、県北農林事務所 振興・環境室 農業振興課まで お問い合わせ願います。

問い合わせ先

茨城県 県北農林事務所 振興・環境室 農業振興課

TEL 0294-80-3303

常陸太田地域農業改良普及センター

TEL 0294-80-3340

常陸大宮地域農業改良普及センター

TEL 0295-53-0116